

○新潟県道路占用料徴収条例

〔昭和28年 3 月 31 日〕
新潟県条例第16号

改正 昭和29年10月 5 日 条例第57号 昭和32年 3 月 29 日 条例第12号
昭和39年 3 月 31 日 条例第 1 号 昭和39年 8 月 11 日 条例第67号
昭和40年 4 月 1 日 条例第15号 昭和41年 4 月 1 日 条例第15号
昭和43年 3 月 30 日 条例第11号 昭和45年 7 月 10 日 条例第34号
昭和46年 3 月 30 日 条例第16号 昭和51年 3 月 31 日 条例第14号
昭和56年 3 月 28 日 条例第25号 昭和58年10月15日 条例第39号
昭和62年 3 月 27 日 条例第17号 昭和63年 3 月 29 日 条例第17号
平成元年 8 月 23 日 条例第51号 平成 8 年 3 月 29 日 条例第19号
平成 9 年 3 月 31 日 条例第25号 平成11年12月27日 条例第44号
平成12年 7 月 25 日 条例第78号 平成13年12月28日 条例第85号
平成15年 3 月 28 日 条例第26号 平成15年10月21日 条例第80号
平成19年 3 月 27 日 条例第26号 平成19年10月17日 条例第66号
平成20年12月26日 条例第62号 平成23年12月28日 条例第52号
平成25年 3 月 29 日 条例第19号 平成25年10月25日 条例第40号
平成25年12月27日 条例第50号 平成26年 3 月 31 日 条例第48号
平成26年12月25日 条例第94号 平成29年12月26日 条例第52号
平成31年 3 月 29 日 条例第35号 令和 2 年12月25日 条例第53号
令和 3 年10月26日 条例第34号 令和 5 年12月27日 条例第45号

〔新潟県道路占用料等徴収条例〕をここに公布する。

新潟県道路占用料徴収条例（昭41条例15・改称）

（目 的）

第 1 条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第 2 項及び第73条第 2 項の規定により、道路の占用料の額及び徴収方法並びに延滞金の徴収に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（昭39条例1・一部改正）

（占用料の額）

第 2 条 法第39条第 1 項に定める占用料の額は、占用の期間（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第19条第 1 項に規定する占用の期間をいう。以下同じ。）に応じ、別表に定めるところにより算出した額（政令第 7 条第 8 号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条

第13号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の5の規定により算定した額を勘案して占用面積1平方メートルにつき1年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。次項において同じ。）とする。この場合において、その額が100円に満たない場合にあつては、100円とする。

2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の場合の占用料の額は、別表に定めるところにより算出した額に、1.1を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。

3 2以上の年度（県の会計年度をいう。以下同じ。）にわたる占用に係る占用料の算定に当たっては、各年度に属する占用の期間ごとに第1項（占用の期間が通算して1月未満の場合にあつては、前項）の規定を適用する。

（平元条例51・全改、平8条例19・平9条例25・平12条例78・平19条例26・平20条例62・平25条例19・平25条例50・平26条例48・平31条例35
一部改正）

（占用料の減免）

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 政令第11条の9第1項に規定する応急仮設住宅の設置のための占用
- (2) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のための占用
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設並びに公共の用に供する鉄道、電気、電気通信、ガス、水道及び下水道の事業のための占用
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件の設置のための占用
- (5) 公共の用に供する通路、歩廊（これに類するものを含む。）、雪よけ、街灯及び駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場の設置のための占用
- (6) 排水管の埋設、電気及び電気通信の各戸引込線の設置並びにガス、水道及び下水道の各戸引込管の設置のための占用
- (7) 前各号のほか、前条に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適當であると認められる占用物件で、知事が定める占用

（昭43条例11・全改、昭62条例17・平8条例19・平15条例26・平15条例80・平19条例26・平19条例66・平20条例62・平23条例52・平25条例
40・一部改正）

（占用料の徴収方法）

第4条 法第32条第1項又は第3項の規定により許可された者及び法第35条の規定により協議を経た者並びに電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下この条において「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可された者及び電線共同溝整備法第21条の規定により協議を経た者は、第2条に規定する占用料を、知事が発する納入通知書により、指定する期限までに県に納入しなければならない。

2 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、若しくは法第35条の規定により協

議が成立した日又は電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、若しくは電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日）から1月以内に徴収する。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、次に掲げるものを除き、当該年度分をその年度の初めに徴収する。

- (1) 2以上の年度にわたる占用で、総額が1,000円未満の占用料
 - (2) 占用料を納める者から分割納入によらない旨の申出があつた占用料
- 3 既に納入した占用料は、法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消した場合に、取り消した日の属する月の翌月以後の分を還付するほか、これを還付しない。

(昭39条例1・昭41条例15・昭43条例11・平元条例51・平8条例19・一部改正)

(督促)

第5条 占用料を納期限までに納めない者に対しては、納期限の翌日から20日以内に督促状により督促するものとする。この場合において、督促状に指定する期限は、その発行の日から起算して20日を経過した日とする。

(昭46条例16・全改)

(延滞金)

第6条 前条の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに占用料を完納しない場合には、納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、滞納占用料に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により知事が特に必要と認めたときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

- 2 前項の延滞金が100円未満であるときは、これを徴収しない。
- 3 100円を超える延滞金の確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(昭39条例1・全改、昭40条例15・昭41条例15・昭43条例11・昭45条例34・昭46条例16・平元条例51・一部改正)

(過料)

第7条 詐欺その他不正の行為により、占用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(昭29条例57・追加、昭43条例11・旧第8条繰上、平11条例44・一部改正)

(雑則)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

(昭29条例57・旧第8条繰下、昭43条例11・旧第9条繰上)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、手数料及び延滞金に関する規定以外の規定は、昭和27年12月5日から適用する。
- 2 昭和27年12月5日現在において道路を占有している者の占用料は、第2条の規定にかかわらず、昭和27年度に限り、従前のとおりとする。但し、その者が昭和27年度中において再び占有を開始する場合又

は占有を更新する場合は、この限りではない。

附 則（昭和29年条例第57号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和29年10月1日から適用する。

附 則（昭和32年条例第12号）

この条例は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年条例第1号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年条例第67号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年条例第15号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際すでに許可されていた占有に係る昭和40年度分の占有料の延滞金については、なお従前の例による。

附 則（昭和43年条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和43年4月1日（以下「施行日」という。）から適用する。
（経過規定）
- 2 この条例による改正後の別表及び第6条第2項の改正規定は、施行日以後に徴収すべき占有料及び当該占有料に係る延滞金について適用し、施行日の前日までに徴収すべき占有料及び当該占有料に係る延滞金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可を受け、又は法第35条の規定により協議が成立した者の施行日以後に引き続く占有に係る占有料の額は、昭和43年度及び昭和44年度に限り当該占有物件について徴収すべき占有料の額が前年度の占有料の額（当該年度の占有期間と当該年度の前年度の占有期間とが異なる場合は、当該年度の占有期間に相当する期間の当該年度の前年度の占有料の額）に1.3を乗じて得た額（以下「調整占有料額」という。）をこえる場合には、当該調整占有料額とする。

附 則（昭和45年条例第34号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和45年8月1日から施行する。
（新潟県道路占有料徴収条例等の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第4条から第6条までの規定により改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後に発せられる督促状によりその計算の基礎となる滞納額の納期限が指定されるこれらの規定に規定する延滞金の額の計算について適用し、施行日前に発せられた当該督促状に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

- (1) 新潟県道路占有料徴収条例第6条第1項

附 則（昭和46年条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による延滞金の徴収に関する改正規定の適用については、施行日の前日までに督促状を発行したものは、なお従前の例による。

附 則（昭和51年条例第14号）

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年条例第25号）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

- 2 改正後の新潟県道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年条例第39号）

- 1 この条例は、昭和58年11月1日から施行する。

- 2 改正後の新潟県道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年条例第17号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第17号）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年条例第51号）

- 1 この条例は、平成元年9月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前に許可をし、又は協議が成立した占用に係る占用料のうち、平成2年3月31日までの占用期間に係るもの及び新潟県道路占用料徴収条例第4条第2項各号に掲げるものについては、なお従前の例による。

附 則（平成8年条例第19号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

- 2 改正後の新潟県道路占用料徴収条例（次項において「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に道路法（昭和27年法律第180号。以下この項において「法」という。）第32条第1項又は第3項の規定により許可された者及び法第35条の規定により協議を経た者の施行日以後に引き続く占用（施

行日以後に当該許可又は当該協議に係る期間が更新された場合の占用を含む。以下この項において「継続占用」という。)に係る占用料の額については、それらの者の継続占用について新条例第2条の規定により算出される額の土木事務所の区域(新潟県土木事務所等設置条例の一部を改正する条例(平成13年新潟県条例第76号)による改正前の新潟県土木事務所等設置条例(昭和41年新潟県条例第32号)第2条の規定により土木事務所が管理していた道路に係る区域をいう。)ごとの合計額が、それらの者の継続占用に係る前年度の占用料の額(平成8年度における当該額を算出する場合において、平成8年度の占用期間と平成7年度の占用期間とが異なるときは、平成8年度の占用期間に相当する期間の平成7年度の占用料の額)の当該区域ごとの合計額に1.1を乗じて得た額(以下この項において「調整占用料額」という。)を超える場合には、新条例第2条の規定にかかわらず、当該調整占用料額をもって当該占用料の額とする。

附 則(平成9年条例第25号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成11年条例第44号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- (罰則に関する経過措置)
- 9 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第78号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年条例第85号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第26号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年条例第80号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第26号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第66号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第62号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟県道路占用料徴収条例（次項において「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に道路法（昭和27年法律第180号。以下この項において「法」という。）第32条第1項又は第3項の規定により許可された者及び法第35条の規定により協議を経た者の施行日以後に引き続く占有（施行日以後に当該許可又は当該協議に係る期間が更新された場合の占有を含む。以下この項において「継続占有」という。）に係る占用料の額については、それらの者の継続占有について新条例第2条の規定により算出される額の地域振興局の区域（新潟県地域振興局設置条例（平成13年新潟県条例第60号）第2条の規定により地域振興局が管理する道路に係る区域をいう。）ごとの合計額が、それらの者の継続占有に係る前年度の占用料の額（平成21年度における当該額を算出する場合において、平成21年度の占有期間と平成20年度の占有期間とが異なるときは、平成21年度の占有期間に相当する期間の平成20年度の占用料の額）の当該区域ごとの合計額に1.1を乗じて得た額（以下この項において「調整占用料額」という。）を超える場合には、新条例第2条の規定にかかわらず、当該調整占用料額をもって当該占用料の額とする。

附 則（平成23年条例第52号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし第1条の規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 第2条の規定による改正後の新潟県道路占用料徴収条例（次項において「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に道路法（昭和27年法律第180号。以下この項において「法」という。）第32条第1項又は第3項の規定により許可された者及び法第35条の規定により協議を経た者の施行日以後に引き続く占有（施行日以後に当該許可又は当該協議に係る期間が更新された場合の占有を含む。以下この項において「継続占有」という。）に係る占用料の額については、それらの者の継続占有について新条例第2条の規定により算出される額の地域振興局の区域（新潟県地域振興局設置条例（平成13年新潟県条例第60号）第2条の規定により地域振興局が管理する道路に係る区域をいう。）ごとの合計額が、それらの者の継続占有に係る前年度の占用料の額（平成24年度における当該額を算出する場合において、平成24年度の占有期間と平成23年度の占有期間とが異なるときは、平成24年度の占有期間に相当する期間の平成23年度の占用料の額）の当該区域ごとの合計額に1.1を乗じて得た額（以下この項において「調整占用料額」という。）を超える場合には、新条例第2条の規定にかかわらず、当該調整占用料額をもって当該占用料の額とする。

附 則（平成25年条例第19号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第48号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第94号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第52号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年条例第53号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年条例第45号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

（平8条例19・全改、平12条例78・平15条例26・平19条例26・平20条例62・平23条例52・平25条例19・平26条例94・平29条例52・令2条例53・令3条例34・令5条例45・一部改正）

占用物件				占用料				
				単位	所在地			
					市	町村		
法第32条第1項第1号 に掲げる工作物	第1種電柱			1本につき1年	590	470		
	第2種電柱				900	730		
	第3種電柱				1,200	980		
	第1種電話柱				530	420		
	第2種電話柱				840	680		
	第3種電話柱				1,200	930		
	その他の柱類				53	42		
	共架電線その他上空に設ける線類				5	4		
	地下に設ける電線その他の線類			3	3			
	路上に設ける変圧器			1個につき1年	510	410		
	地下に設ける変圧器			占用面積1平方メートルにつき1年	320	250		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1個につき1年	1,100	850		
	郵便差出箱及び信書便差出箱				440	360		
	広告塔			表示面積1平方メートルにつき1年	1,900	860		
	その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1年	1,100	850		
法第32条第1項第2号 に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	47	38		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				63	51		
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの				130	100		
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの				320	250		
	外径が1メートル以上のもの				630	510		
法第32条第1項第3号 に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3	3		
			その他のもの		11	8		
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	840	680		
		その他のもの		上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	530	420	
						地下に設けるもの	320	250
						その他のもの		1,100

法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,100850	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			940	430
	地下に設ける通路			560	260
	その他のもの			1,100	850
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	19	9
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	190	86
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190	86
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900	860
	標識		1本につき1年	840	680
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19	9
		その他のもの	1本につき1月	190	86
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190	86
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900	860
		その他のもの		940	430
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	190	86
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				110	85
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額			
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額	
政令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.025を乗じて得た額	
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額	

備 考

- (1) 金額の単位は、円とする。
- (2) 所在地とは、占有物件の所在地をいい、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。
- (3) 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- (4) 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- (5) 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- (6) 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- (7) Aは、近傍類似の土地（政令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第380条第1項の規定により市町村に備え付けられている固定資産課税台帳に登録された価格によるものとする。
- (8) 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- (9) 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。